

新潟県文化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県文化振興条例（令和6年新潟県条例第29号）第7条第4項の規定に基づき、新潟県文化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、文化に関して識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、その事項について学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化スポーツ部文化課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。